

貸借対照表

第30期 2021年 3月31日 現在

日本海環境サービス株式会社

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 1,554,297 | 流 動 負 債 | 559,911 |
| 現金及び預金 | 37,393 | 工事未払金 | 385,380 |
| 受取手形 | 36,275 | 未払金 | 92,301 |
| 完成工事未収入金 | 561,764 | 未払費用 | 31,694 |
| 未成工事支出金 | 12,231 | 未払法人税等 | 22,256 |
| 商 品 | 1,652 | 預 り 金 | 5,658 |
| 貯 蔵 品 | 17,566 | そ の 他 | 22,620 |
| 短期貸付金 | 884,865 | | |
| 前払費用 | 2,360 | 固 定 負 債 | 97,052 |
| そ の 他 | 187 | 退職給付引当金 | 90,834 |
| | | 役員退任慰労引当金 | 6,217 |
| 固 定 資 産 | 417,909 | | |
| 有 形 固 定 資 産 | 314,959 | 負 債 合 計 | 656,963 |
| 建 物 | 87,377 | | |
| 構 築 物 | 14,831 | (純 資 産 の 部) | |
| 機 械 装 置 | 23,932 | 株 主 資 本 | 1,315,243 |
| 車両及び運搬具 | 12,541 | 資 本 金 | 50,000 |
| 工具及び器具 | 106,464 | 利 益 剰 余 金 | 1,265,243 |
| 備 品 | 12,484 | 利 益 準 備 金 | 12,500 |
| 土 地 | 57,325 | その他利益剰余金 | 1,252,743 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,101 | 繰越利益剰余金 | 1,252,743 |
| 電 話 加 入 権 | 1,913 | | |
| そ の 他 | 188 | | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 100,848 | | |
| 出 資 金 | 1,700 | | |
| 長 期 貸 付 金 | 1,375 | | |
| 長 期 前 払 費 用 | 1,166 | | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 95,571 | | |
| そ の 他 | 1,035 | | |
| | | 純 資 産 合 計 | 1,315,243 |
| 資 産 合 計 | 1,972,207 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,972,207 |

個別注記表

2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- (イ) 商品及び貯蔵品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）によっている。
(ロ) 未成工事支出金…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法によっている。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- (イ) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額の100%から全環境企業年金基金への拠出分を差し引いた額を計上している。
(ロ) 役員退職慰労引当金…………… 役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上している。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…………… 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い
繰延税金資産は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づき計上している。